

一般社団法人日本肝胆膵外科学会高度技能専門医制度規則資格認定施行細則

- 第1条 日本肝胆膵外科学会（以下、本学会）高度技能専門医制度の施行にあたり、本学会高度技能専門医制度規則に定められた以外の事項については、本学会高度技能専門医制度規則資格認定施行細則（以下、本施行細則）の各項の規定に従うものとする。
- 第2条 高度技能専門医等資格審査の事務は、本学会事務局において行う。
- 第3条 本学会理事長は、本学会理事会の議を経て次の項目に沿って、修練施設認定委員会、高度技能専門医・指導医資格認定委員会、技術認定委員会の担当理事および委員を若干名指名する。各委員会担当理事は、理事の中から指名される。また、各委員会担当理事は、高度技能専門医制度委員会の委員となる。
- 第4条 各申請書類の提出期限は、次の規定に従うものとする。
高度技能専門医の申請は毎年1月15日までに行う。
高度技能指導医および修練施設の申請は毎年1月末日までに行う。
修練施設の更新申請は毎年2月末日までに行う。
高度技能専門医および高度技能指導医の更新申請は毎年4月中の本学会が規定する期間中に行う。
- 第5条 高度技能専門医、高度技能指導医および修練施設の審査は、申請の年の5月30日までに終わらせなくてはならない。
- 第6条 高度技能専門医、高度技能指導医および修練施設の審査の結果は、本学会社員総会で報告され、ホームページに掲載する。
- 第7条 高度技能専門医、高度技能指導医および修練施設の申請書類は、正本1通（事務局保管）、副本2通（委員会用）または5通（審査用ビデオ関連書類）とする。
- 第8条 高度技能専門医申請のための手術実績基準は、次のとおりとする。
- 1) 高度技能専門医申請のための手術実績基準
高難度肝胆膵外科手術50例以上を、常勤として勤務する修練施設で高度技能指導医または高度技能専門医の指導（指導的助手を意味する）の下で術者として行う。ただし、高難度肝胆道手術5例かつ高難度膵臓手術5例以上を経験する。術者としての経験50例以外に、第一助手として高難度肝胆道手術5例、かつ高難度膵臓手術5例以上を経験する。指導医の署名または捺印のある手術実績表とともに修練期間中に経験したすべての症例の手術記

録（写）（術者、第一助手）を提出しなければならない。なお、提出する手術実績表に在院死亡症例が含まれる場合には、学会が指定する様式の **Case report** を合わせて提出すること。

高難度肝胆膵外科手術の区分は以下のようにする。

高難度肝胆膵外科手術

肝胆道手術

肝三区域切除

肝葉切除および拡大肝葉切除

肝中央二区域切除

区域切除；後区域、前区域、内側区域（外側区域は除く）

亜区域切除（S1,S2,S3,S5,S6,S7,S8,であり、原則として非定型的部分切除は除く）

肝移植レシピエントの移植手術

肝移植ドナーの肝切除

胆管切除を伴う肝切除（ただし、肝葉切除および肝 S4a+S5 切除以上）

胆嚢胆管切除+胆管消化管吻合（先天性胆道拡張症に対するもののみ）

膵臓手術

膵全摘術（残膵全摘も含む）

膵頭十二指腸切除（幽門輪温存を含む）

膵体尾部切除（D2 リンパ節郭清を伴った膵癌に限る）

膵中央切除

十二指腸温存膵頭部切除

膵頭温存十二指腸切除

Ventral pancreatectomy

下膵頭切除

Beger 手術

膵移植レシピエント手術

膵移植ドナーの膵切除

血管合併切除再建

門脈切除再建を伴う肝胆膵領域の手術

肝部下大静脈再建を伴う肝胆膵領域の手術

肝静脈切除再建を伴う肝胆膵領域の手術

上腸間膜動脈切除再建を伴う肝胆膵領域の手術

肝動脈（腹腔動脈系）切除再建を伴う肝胆膵領域の手術

肝膵同時切除で肝胆道手術、膵臓手術を同時に施行した場合でも 1 症例の手術経験として計算する。また、血管合併切除再建と高難度肝胆道手術・高難度膵臓手術を同時に施行した場合は、1 症例の手術経験として計算する。術者が複数名の場合、主に携った 1 人のみの経験とする。同様に助手が複数名の場合、第一助手としての経験は 1 人のみ認められる。

また、上記以外でも高難度と考えられる症例は、それが証明可能な手術記録（写）を手術実績表に添付する。

- 2) 修練期間について
申請時直近の7年以内に3年以上（申請日前年の12月31日まで）の修練期間を必要とする。
- 3) 手術ビデオの提出について
ビデオはDVDに録画し、審査用として未編集版+編集版を5組事務局へ提出する。
- 4) ビデオの内容について
ビデオ内容は、右葉切除、左葉切除、区域切除、亜区域切除、膵頭十二指腸切除のうちいずれかひとつを選択する。
- 5) ビデオ審査については、基本技能操作時の視野が悪い場合は評価されない。
- 6) 審査用ビデオ関連書類
ビデオとともに下記の書類を事務局に提出する。麻酔記録（写）は、患者氏名、IDなどの個人が特定される部分を修正液などで白塗りとする。
ビデオ症例患者から同意を得た旨についての証明書
ビデオ審査症例資料
ビデオチェックリスト
麻酔記録（写）
手術記録（写）

第9条 高度技能指導医申請のための手術実績基準

肝胆膵外科診療に指導的立場に従事し、高難度肝胆膵外科手術を100例以上行う（指導的助手も含む）。ただし、術者または指導的助手として、高難度肝胆道手術10例かつ高難度膵臓手術10例以上を経験する。

手術実績表とともに高難度肝胆道手術と高難度膵臓手術各10例以上の手術記録（写）を提出しなければならない。

第10条 修練施設申請のための手術実績基準

高難度肝胆膵外科手術を年間50例以上行っている施設を修練施設(A)、年間30例以上行っている施設を修練施設(B)とする。高難度肝胆膵外科手術症例は、申請前年の12月末までの1年分すべてを申請する。ただし、高難度肝胆膵外科手術症例数以外にも、手術内容や、手術の偏りなども審査の対象となる。

修練施設 A は、高難度肝胆膵外科手術が年間 50 例以上の経験があるが、なかでも、高難度膵臓手術ならびに高難度肝胆道手術が年間各 10 例以上ある施設とする。なお、高難度肝胆膵外科手術を 50 例以上行った場合でも、高難度肝胆道手術ならびに高難度膵臓手術が年間各 10 例未満の場合は、修練施設(B)となる。また、高難度肝胆道手術ならびに高難度膵臓手術が年間各 5 例未満の場合は、修練施設として認定されない。

修練施設 B は、高難度肝胆膵外科手術が年間 30 例以上、50 例未満の経験があるが、なかでも高難度膵臓手術ならびに高難度肝胆道手術が年間各 5 例以上ある施設とする。高難度肝胆膵外科手術を 30 例以上 50 例未満行った場合でも、高難度肝胆道手術ならびに高難度膵臓手術が年間各 5 例未満の場合は、修練施設として認定されない。

指導医の署名または捺印のある手術実績表とともに手術記録（写）を提出しなければならない。

第 11 条 術者、指導的助手および第一助手

「術者」とは手術名に示された手術の主要部分を実際に行った者である。また「指導的助手」とは、実際の手術に対して、手洗いを行った上で助手として手術に入り、指導した者である（2011 年 12 月 31 日までの症例に関しては、術野に入って指導していなくても指導的助手として認める）。「第一助手」とは術者の正面で手術の手助けまたは指導を行った者である。

第 12 条 高度技能専門医・指導医更新のための手術実績

高度技能専門医・指導医の更新については、高難度肝胆膵外科手術（助手も含む）を 5 年間に 30 例以上（領域を問わない）行う。また、手術実績が足りず更新を受けることができない場合は、名誉指導医資格を得ることができる。

第 13 条 名誉指導医

手術実績または本学会学術集会・教育プログラム参加点数が足りず、高度技能専門医・指導医の更新を受けることができない場合は、終身称号として認定証の交付を受けることができる。この称号を受けた場合は、高度技能専門医、高度技能指導医へ再申請することはできない。

第 14 条 修練施設の更新

高難度肝胆膵外科手術を 5 年間の平均で年間 50 例以上あり、かつ症例の偏りがないように、高難度膵臓手術ならびに高難度肝胆道手術を年間平均で各 10 例以上行う施設は修練施設(A)として更新する。5 年間の平均で年間 30 例以上あり、かつ高難度膵臓手術ならびに高難度肝胆道手術を年間各 5 例以上行う施設は修練施設(B)として更新する。ただし、修練施設 (B) が、更新時に修練施設 (A) の認定基準を満たし、修練施設 (A) への移行を希望している場合は、申請前年に実施したすべての症例の手術実績表および手術記録(写)を

提出し、審査を受けなければならない。なお、5年間の平均で高難度肝胆膵外科手術を50例以上行った場合でも、高難度膵臓手術ならびに高難度肝胆道手術が年間平均で各10例未満の場合は、修練施設(B)としての更新となる。ただし、更新審査において非認定となった施設および更新を辞退した施設は過去5年間の平均症例が認定基準を満たす場合に再度申請を行うことができる。なお、申請書類は過去5年間に行った高難度肝胆膵外科手術全例の手術実績表と過去1年分の高難度肝胆膵外科手術全例の手術記録(写)とする。修練施設(A)あるいは(B)と一旦認定された施設は、5年間継続する。なお、認定期間中に自ら修練施設認定を返上または脱退した場合は、5年間は新規に申請できない。

第15条 手術調査書の提出

修練施設は、毎年経験した高難度肝胆膵外科手術症例について、毎年2月末までに調査書を修練施設認定委員会へ提出する。なお、肝亜区域切除症例がある場合のみ、その手術記録(写)を修練施設認定委員会へ提出する。その他調査書に記載した高難度肝胆膵外科手術については、修練施設認定委員会より、手術記録(写)の提出を求められることがある。毎年提出された5年間分の手術調査書は修練施設更新の際の資料とする。提出のない場合には、修練施設認定委員会、高度技能専門医制度委員会と理事会の議を経て、修練施設の更新を停止する。

第16条 手術記録(写)の提出

高度技能専門医新規申請時、修練施設新規申請時に各施設のカルテに記録された手術記録(写)を細則に沿って提出する。手術記録(写)は、患者氏名、IDなどの個人が特定される部分を修正液などで白塗りとし、手術術式、術者、手術内容が判定できるものとする。なお、手術記録(写)は術者の名前を術者欄の一番先頭に、第一助手の名前を助手欄の一番先頭に記載し、亜区域切除症例がある場合は、その術中写真を添付する。2012年1月1日以降の症例についてはスケッチが含まれ、手術時間、出血量、Stageが記載されているものとし、2013年1月1日以降の症例については、スケッチを取り込むことができない電子カルテにおいてもスケッチは別途保存しておき、提出すること。

また、高度技能専門医審査においては、2012年1月1日以降の症例では、高度技能専門医または高度技能指導医の名前が術者または助手欄に記載されていなければならない。手術記録(写)も審査対象であるため、高度技能専門医新規申請において、高度技能専門医申請者が術者の場合は自らが手術記録を記載すること。2017年1月1日以降の手術記録(写)についてはスケッチも必ず術者が記載すること。

第17条 修練施設資格の喪失と再認定について

修練施設の高度技能指導医ならびに高度技能専門医が不在となり、修練の継続が困難となった場合は、修練施設認定委員会宛に文書により報告する。規則第31条第3号により修練施設資格は喪失するが、不在となってから1年以内に高度技能指導医または高度技能専

門医が在籍するようになった場合は再認定を認める。再認定となった場合の更新時期は、資格を喪失する以前と同時期とする。

第 18 条 高度技能専門医申請者、高度技能専門医更新者、高度技能指導医申請者、高度技能指導医更新者は、第 19 条に定められた期間内に、本学会学術集会および本学会指定の教育プログラムに出席する。学術集会および教育プログラムの参加は、参加証または受講証にて証明できるものとする。

参加証および受講証は、2008 年 5 月第 20 回日本肝胆膵外科学会学術集会および教育プログラムから有効とし、これらは 2008 年 6 月からの高度技能指導医認定期間を含めるものとする。なお、参加証および受講証は再発行しない。

ただし、本学会休会に関する規則定款施行細則第 4 号に則り休会する場合、休会中に開催された学術集会および教育プログラムへの参加クレジット点数は無効とする。

高度技能専門医制度の申請の業績の点数

- | | |
|-----------------|---|
| 1) 本学会出席 | 1 |
| 2) 本学会教育プログラム受講 | 3 |

第 19 条 高度技能専門医認定および更新、ならびに高度技能指導医認定および更新のための本学会学術集会・教育プログラム参加点数認定基準

- 1) 高度技能専門医申請：申請日前年の 12 月 31 日までに 20 点以上。ただし、申請日から 7 年以内のものを有効とする。
- 2) 高度技能指導医申請：申請前年の 12 月 31 日までに 20 点以上。ただし、2012 年の申請までは必要としない。
- 3) 高度技能専門医および高度技能指導医更新申請：5 年間で 20 点以上。（認定開始年度開催の学術集会から申請前年度開催の学術集会までが有効）

第 20 条 高度技能専門医および高度技能指導医の申請料ならびに認定料は次のとおりとする。

- | | |
|-----------------|------|
| 1) 高度技能専門医申請料 | 5 万円 |
| 2) 高度技能専門医認定料 | 3 万円 |
| 3) 高度技能専門医更新申請料 | 1 万円 |
| 4) 高度技能専門医更新認定料 | 3 万円 |
| 5) 高度技能指導医更新申請料 | 1 万円 |
| 6) 高度技能指導医更新認定料 | 3 万円 |
| 7) 名誉指導医申請・認定料 | 5 万円 |
| 8) 修練施設申請料 | 2 万円 |

- | | |
|---------------|-----|
| 9) 修練施設認定料 | 2万円 |
| 10) 修練施設更新申請料 | 2万円 |
| 11) 修練施設更新認定料 | 2万円 |

第 21 条 既納の申請料・認定料は、いかなる理由があっても返却しない。

第 22 条 高度技能専門医は、2011 年から認定を開始する。

第 23 条 高度技能指導医の新規申請は 2014 年までで終了とする。

第 24 条 本学会休会に関する規則 定款施行細則第 4 号に則り休会する場合、その間の症例を無効とし、高度技能専門医の申請にあたって休会期間と同一期間、修練期間の猶予を認める。なお、休会せず猶予を求める場合は、申請書類提出時に申請を行い、各認定委員会および高度技能専門医制度委員会の議を経て猶予を認めるか否か検討する。

第 25 条 本学会休会に関する規則 定款施行細則第 4 号に則り休会する場合、その間の症例を無効とし、高度技能専門医および高度技能指導医の更新申請にあたって休会期間と同一期間、更新の猶予を認める。なお、休会せず猶予を求める場合は、申請書類提出時に申請を行い、各認定委員会および高度技能専門医制度委員会の議を経て猶予を認めるか否か検討する。

第 26 条 指導医更新のための業績点数（学会出席・教育プログラム参加）および手術実績が不足している場合は、2013 年の更新申請に限り 1 年間の猶予を設ける。1 年間の猶予期間は指導医資格を有するが、更新後の認定期間に含める。

第 27 条 2011 年 1 月 1 日以降の高難度肝胆膵外科手術症例は、National Clinical Database（以下、NCD）に登録されていなければならない。高度技能専門医制度の各種申請において、NCD に登録されていない症例は NCD の本学会用申請システムで手術実績として認められない。ただし、NCD の本学会用申請システムが稼働するまでは従来の申請様式を踏襲する。

第 28 条 本学会に提出された手術調査書を含む各種申請書類の保存期間は 5 年とし、5 年を過ぎたものは廃棄処分とする。

第 29 条 この施行細則は、高度技能専門医制度委員会および理事会の議を経て、変更または廃止することができる。

付則

1. この規則は、2008年2月16日から実施する。
2. この規則は、2008年6月1日より一部改正。
3. この規則は、2009年3月7日より一部改正。
4. この規則は、2009年11月27日より一部改正。
5. この規則は、2010年1月18日より一部改正。
6. この規則は、2010年5月27日より一部改正。
7. この規則は、2010年8月21日より一部改正。
8. この規則は、2010年11月22日より一部改正。
9. この規則は、2011年6月8日より一部改正。
10. この規則は、2012年5月30日より一部改正。
11. この規則は、2012年11月30日より一部改正。
12. この規則は、2013年6月12日より一部改正。
13. この規則は、2014年11月20日より一部改正。
14. この規則は、2015年6月11日より一部改正。
15. この規則は、2017年6月7日より一部改正。